

## 法律家の社会学序説

—比較分析としてのウェーバー法社会学—

大津  
津

亨

- I 序
- II イギリスとの比較におけるローマの特質
- 1 法の形式的性質の比較
  - (1) 「分析的性格」
  - (2) 「抽象的性格」
- 2 ローマの法律家の変化
  - 3 ローマとイギリスとの比較の位置
- III 法律家と法の形式的性質に関する比較
  - 1 法教育＝法実務家の訓練のあり方に關する類型論的比較
  - (1) 法律家の類型
    - (1) イギリス——経験的法教育・実務家
    - (2) ドイツ——大学における理論的法教育・理論家
    - (3) 法思考とそれが充足しようとする要求の類型
    - (4) ローマ法繼受に抵抗したもの——法思考の類型論をこえて
  - 2 中世ヨーロッパ大陸北部の法書の著者——実務家

- (2) 中世イタリアの公証人——実務家  
 (3) ローマ法継承に対する法律家の働きに関する比較  
 3 ウェーバーによる法律家の比較研究の限界と可能性

#### IV 結語

注

参考文献

#### I 序

今日の論者がウェーバー法社会学を議論するときその手法は、他の法理論とともに来るべき時代の法モデルのたたずむとする (Teubner [1983] 242-3, 271; 大津「一九八六」参照)、彼の法理論の内的な一貫性<sup>(1)</sup>およびその「社会的一般理論」との密接な関係を追求する (Kronman [1983] 2f)、または彼の合理化テーゼの理解のために、支配の社会学を補助線したり (ツウルーベック「一九八〇」三五七以下)、宗教社会学との親和性を導きの糸とする (Treibler [1984])、心づかみのある。それに對し筆者は、ウェーバー自身が法社会学で解こうとした問題は何か、彼はそれといかなる方法と具体例でもってアプローチし、いかなる解答を与えたのか、彼の到達点は今日から見たときにはどれほどの妥当性と射程とをもつか、といった内在的かつ批判的な関心から出発する。筆者はウェーバーには彼自身の見解をこえる可能性があると考えている。ウェーバーといえば法の計算可能性という平板な理解を、社会学的により発見的で説明力のあるものへと発展させていくことが、筆者のねらいである。本稿は、ウェーバー自身が法の合理化の規定要因としてあげた三つ (II-3で述べる) のうちの一つたる法律家集団の構造をとりあげ、そのような

考察の端緒を示し諸賢の批判を仰ぐものである。

法の合理化に関する彼の関心は「法実務における法の技術的手段の合理化」(石村「一九八三」11011-4)にあつた。彼はその問題を歴史的な比較によって解こうした。IIでは(古代)ローマの法技術と法律家とにみられる特質が、中世イギリスとの比較においてどう論じられているかを見る。IIIでは四つの世俗的法律家の比較を検討する。彼が法律家集団に対する政治による規定を重視したことを考慮し、法律家の社会学の研究課題を提示したい。

古典法社会学を金科玉条としないことは常識となっており、それに「時代のかぎり」が見られるという発言(棚瀬「一九九三」五)さえある。もちろん近代法やそれを超えるポスト近代法を歴史的実在とみて、それらの諸特性を包括的に把握しうる普遍的理論を構築することも興味深い。しかしウェーバーやエールリッヒの真骨頂あるいは醜陋味は、そのような超歴史的な巨大理論ではなく、法律家・法律学、政治および経済といった比較的具体的な現象と法との関係に先駆的で深い洞察を残したことにある。だからその到達点を明確にし、その限界と可能性を探るという方向もあることは、誰しもが認めるであろう。さらに経験科学からすると、ウェーバー法社会学を検証可能なものとすることによって、現代の実証的研究と対話することが望まれる。実証に開かれたウェーバー法社会学。これが筆者のウェーバー研究のモットーである。本稿はそれに向けたさやかな第一歩である。

#### II イギリスとの比較におけるローマの法律家の特質

エールリッヒは『法社会学の基礎づけ』の「イギリスの法律学」と題する章で、中世初期以来イギリスの法律家が「ロマニストよりもローマ人的に」(メイトランド)、ローマ法を拒絶してきたことを、「法の社会学にとってまことに

特別の意味をもつ饒倖である」という。ローマ的な普通法とならんでアングロ・アメリカの法体系が全く独自に高度な発展をとげたことにより、視野の広い比較が可能となつたからである (Ehrlich [1913] 218; 訳「五七」)。ウェーバーにおいてもローマとイギリスの比較は重要な位置をしめる。<sup>(3)</sup>

### 一 法の形式的性質の比較

法の合理性は「一般化」と「体系化」の二つの思考操作のものにつき問題となる。前者は、個別の決定にとって基準となるような根拠を、一つまたは複数の「原理」(「法命題」)に還元することである。それは「事実を法的判断のために考慮される最終的な構成部分に分析するという作業」を必要とする。ドイツ法ではこの分析と提携して「法関係」や「法制度」の「法学的構成」という「総合的な作業」が進行する。これは、分解された諸要素のうち「何が法的に重要であるか」また「これらの重要な構成部分はいかなる——論理的矛盾を含まない——仕方で法的に秩序づけられたものとしてすなわち「法関係」として考えられるべきか」を確定する思考作業である。「体系化」は「分析によって獲得されたすべての法命題を相互に関係づけ、それらが相互に論理的に明瞭な・それ自体の中に矛盾を含まない・とりわけ原理的に欠缺のない規則の体系を構成するようにすること」である。分析と構成の間および一般化と体系化の間には、実際には逆比例的な緊張関係 (洗練された分析と貧弱な構成との平行など) がある (ウェーバー〔<sup>(4)</sup>〕「一九七四」一〇一一—一一)。

#### (1) 「分析的性格」

(i) ローマの通常訴訟手続は法廷における手続と審判人の面前における手続の二段階をなしていた。前者は法務官などの政務官の面前でおこなわれ、当事者適格や訴権の有無が調査され、当事者間に争点決定がなされ、審判人が任

命される。後者では私人たる審判人が事実を審理し判決を下す。前者は古くは法律訴訟の形をとり、法律で認められた請求権にのみ訴権が付与された。口頭でなすことが要求され、言い直しは不可だった。ガイウスによると原告がブドウの樹を伐採されたことにある金額を請求したところ敗訴した。十二表法が訴権を認めたのは自己所有の一般の樹木の伐採に対してで、自己所有のブドウの樹のそれではなかつたからである。そののち共和制後期ローマの領域拡大に伴い旧来の法が予想しなかつた種類の訴えが増加し、法務官の命令権に基づく新しい法廷手続としての方式書訴訟にとって代わられた (原田「一九五五」三七七一八・町田「一九六九」一七四一一八二)。しかし訴訟の形式主義は、法的保護範囲の拡大と独立に、予め提示される範型的な訴訟訓令への拘束の形で残存した。訴訟訓令とは、いかなる条件の下で申し立てられた請求権を(不)承認すべきかを、審判人として選ばれた市民に指示する、政務官の厳に形式的な指令である。それは政務官の就任時の告示に記載されることが次第に常態となつた (ウェーバー「一九七四」三五二)。「諸概念を完全にかつ厳格に法的に固定する必要性」が非常に高く、訴権範型の選択を誤つた当事者は敗訴した (同上三五三)。訴訟手続のかくの」とき形式主義的性質は「実務家たちをして、諸々の日常的法概念を完全に厳格にかつ鋭く区別し・画定することを余儀なくさせた」(同上)。解答法律家は、当事者には契約範型を考案し、政務官の告示や訴権範型の作成には助言を与え、審判人として裁判のあたる市民には政務官の訴訟訓令の解釈について助言を与えた (同上)。彼らは、法律問題への意見や解答を与える解答活動 *respondere* (原田「一九五五」一四・船田「一九六八」一四〇・一〇六・町田「一九六九」一〇四一六) を通して、法に以下のようない分析的性格」(ウェーバー「一九七四」三五五) をもたらした。「訴訟における問題提起が(中略)論理的に「最も単純な」事実に分解されている」「一つの訴訟は一つの問題についてであり、同一の問題については一つの訴訟があるだけである」「一つの約束は一つの給付についてのみであり、ゆえに約束は必ず一方的である」などがそれである。要するに訴訟の形

式主義が、解答法律家によって、「日常生活の具象的な事実複合体を、純法律的に一義的に性質を決定された要素行為に分解する」というローマ法の「方法的にみて大きな影響をもつ傾向」（同上）へと変換されたのである。<sup>(5)</sup> その反面、「具象的な諸法制度を把握するうえでの「ローマ法の」構成的な綜合能力は（中略）著しく害された。具象的な法制度は論理的な分解を受けていない法的想像力の所産として成立するからである」（同上）。

(ii) ローマもイギリスも法律問題の分析の担い手は裁判者<sup>(6)</sup>ではない。前者では解答法律家であったのに対し後者では陪審であった。これが法命題の合理性の違いをもたらした。すなわちローマでは「法律問題の分析が、裁判外の独立の専門的な法通曉者によっておこなわれ」たため、「感情」的格率を合理的な法命題に鍛え上げる「仕事が促進された」（同上二一九〇）。それに對し「陪審は、「神託の伺いに代わるもの」であるから、「決定の合理的な根拠」を示さない（同上二一八九）。「イギリスの訴訟では、決定手段の原生的な非合理性がすなわち「現行法」自体の非合理性が、陪審の形をとつて、現在に至るまで維持されている」。「法的に重要な要件が相互に区別されるのは、法論理によって解明される意味内容にではなく、全く直観的な仕方で、手でつかみ得るような明白なメルクマールによつて、しかもそれぞれのケースにおいて（中略）利害関係をもつ当事者のどちらが当該証明手段を利用する権利や義務をもつか、という見地にしたがつてであつた」（同上一九〇）。だからたとえば事実問題として陪審の評決に付されていた商慣習が、コモン・ローの法命題としての権威をえるには、マンスフィールド卿（一七五六年から一七八八年まで王座裁判所の首席裁判官）の尽力が必要だつた。彼の裁判活動が「事実問題と識別しがたい状態にあつた評決の諸要素を、この未識別状態から引き出して、判決の原理として確認」し、「先例として定式化」するにつれて、商慣習がしだいに「現行法の要素に転化した」（同上二一八九）。<sup>(7)</sup> 「類型的な諸規則にしたがつて判断される類型的な要件事実が、私的な取引実務と裁判官の先例との共同作業から発展したものである限り、これらの諸規則は近代的な法思考によつて準備さ

れた法命題のもつ合理的な性格を具備するものではない」（同上一九〇）。

### (3) 「抽象的性格」

ローマとイギリスはともに、契約に基づく訴えを違法行為に基づく訴えから人為的に発展させた（同上一二一七）。とともに「法の経済的合理化」により、「贖罪責任は復讐の買い取りでなく損害の賠償である、という觀念」が助長され、「契約の不履行は贖罪義務を伴う加害だ」と見られるようになつた。例えば一二世紀以降のイギリスでは、弁護士実務や国王裁判所が、契約不履行を不法侵害 trespassとして構成し、契約に対する法的保護を作り出した（同上）。それはもと、現実の暴行または法がその存在を認定する暴行によつて損害を受けたものが提起する訴訟である。そのち場合不法侵害令状 *writs of trespass on the case* によつて、暴力によらないで損害を受けたものが提起する訴訟を開始されるようになり、さらに一六世紀には場合不法侵害が拡大され引受訴訟 *assumpsit* が成立した。この訴訟の提起は、被告が約束によつてある仕事を引き受けたにもかかわらず、その仕事を不当におこない、あるいは全くおこなわないことによつて損害を受けたものに対しても、認められた。ついには引受は擬制化され、捺印証書によらないすべての単純契約における契約違反に対しても提起され得る訴訟となつた（田中「一九八〇」八〇一六）。ローマでも法務官の実務は、最初は違法行為訴訟の拡大によつて法的保護を拡大した（ウェーバー「一九七四」一三七）。したがつて個々の法概念を大胆な形で利用して、これらの法概念の助けを借りて、極めてさまざまの事実関係に法的な訴求可能性を与えてきた点でもローマとイギリスは類似している（同上三六一）。

違法行為訴訟から契約違反に対する保護を導き出す思考法は「技術的には全く違つてゐる」（同上二三七）。イギリスでは違法行為概念から出発して、たがいに全く違つた多数の契約の訴求可能性を基礎づける。つまり「回り道をして法強制を獲得するために法的に異質なものが一括される」（同上三六一）。ローマの法律家はユーッスス *iussus* とな

いう範疇を利用して信用保証の法的構成をおこなった（同上；船田「一九七〇」六五〇—一）。また *stipulatio* や *consuetudinum* は確定金額支払債務の大部分について無制限に利用可能だった。これらは、部分的には、ローマの訴訟形式において事実関係を表す概念が「多様な経済的事態を一つの適当な概念のもとに包摂することが可能になるようない形で構成されていた」ことの帰結である。かくてローマでは「新しい経済的な諸要求への適応は、古い諸概念を合理的に解釈し、それらを拡張し・拡大するという方法で行われることが極めて多かった」（ウェーバー「一九七四」三六一）。

## 2 ローマの法律家の変化

ローマ法に「分析的性格」は「昔から備わっていた」が、「抽象的性格」の高まりは帝政時代からだつた（ウェーバー「一九七四」三六一）。何が法の抽象化を促したのか。「法思考の純化自体が、その純化の方向の点では、（中略）部分的には政治的諸関係からの帰結で」あり、政治からの影響のあり方は、「共和制期と帝政後期とではそれぞれ違つ」ていた（同上三六三）。

(i) 「古い時代の裁判と顧問法学「者層」とにみられるきわめて重要な技術的諸特徴は（中略）共和制的な名望家支配の產物であった」（同上）。

まず訴訟手続に対して「ローマの名望家行政は官吏の利用を節約し、このことが、訴訟訓令にあたる官吏が具体的な訴訟指揮に入ることを極小化した」。つまり「ローマ特有の訴訟訓令の実務」は、「名望家支配に特有の諸傾向」が「官吏の訴訟指揮と、官吏と審判人の間の権力分割と」を維持したことを基盤とする（同上三五二、なお三〇九、三一七、三一八を参照）。ところで「名望家」の特徴としてここで重要なのは、「高い経済的地位」にあるため行政を「副業として」おこなえることである。とくに「自分の私的な業務から解放された特定度の『余暇がある』とい

うこと」は「名望家の地位にとっての無条件の前提条件」である（同「一九七〇」一八九）。「支配の極小化」とは、行政担当者が、もっぱら団体仲間の意思を基準として、彼らに奉仕しあつその授權によってのみ、職務活動をおこなうものと見なされることをさす（同上一八六）。その具体的な特徴は、「短い官職任期」、「同格的な（中略）多数の官職」および「官職の副業的な性格」などである。法務官を含むローマの政務官は「選挙制の・短任期の政治的高官」（同「一九七四」三六二；参照町田「一九六三」一六一—一〇）であつたから、共和制ローマもその傾向を示していたといえる。すると名望家行政はローマ法では裁判の入り口の国家化・形式化を通して分析的性質を準備したといえる。次に名望家は官吏であろうと顧問法律家であろうとにかくわらすその仕事を、副業としておこなう。それは官僚制と異なり「経営」ではなく、したがつて「臨機的性格」を帶びる。その職務活動は「非体系的」・「鎮圧的」（ウェーバー「一九六〇」二六九）、「粗放的」・「間歇的」（同上一七〇）である。つまり名望家は法の抽象化・体系化をおし止める役割を果たしたといえよう。だから共和制から帝政時代に移つて裁判が「専門的な仕事」（強調原著者）になるや、解答法律家に変化があらわれた。まず彼らはウェーバーによると「アウグストゥスによつて、解答 *responsa* が裁判官を拘束するという特權を与えられたことによつて、裁判に対する公の地位をもつことになつた」（同「一九七四」三五八）。解答権は「厳格に抽象的な法学的概念構成を仕上げる最良のチャンス」であつた。彼らの鑑定が、「あらかじめ準備された事実」、「もっぱら法的な判断を求めて提示された事実」に向けられるようになつたからである。「解答活動に携わる法律家は、本来の意味の法經營に対しても十分な距離を保ち」、これが「具体的なものを学問的方法によつて一般的な諸原理へ還元することを容易にした」。彼らは、日常実務や利害関係者の要求に志向した形で思考訓練を行う弁護士ツンフトでも当事者の代理人でもなくなつた。いまや顧問法律家と法經營との距離は、当事者の代理人であつたイギリスの弁護士の場合よりも大きいものとなつた（同上）。

ところでローマでは「法実務の対象が、目的契約の形をとつておこなわれる都市的な取引活動によつて提供された」（強調原著者）（同上三五六）。「農村的な諸関係」が優勢なドイツ中世では「社会的な位階、不動産所有、相続法および家族法」が主たる関心だつたのと対照的である（同上）。形式主義的な訴訟訓令実務が都市的な取引上の問題を対象にするようになると、「職業的な法律家活動と専門的な訓練とが必要となり、「すでに共和制時代に、形式的な法教育の発展」がみられた。その時代にすでに、「法実務家が顧問として自分の意見を述べる際に、生徒たち *audidores* がそこに同席することが認められている」（同上）。さらに「聴講者のために法律事件の学校的な議論や討論をおこなうという慣行」が発展し、「共和制末期になつて、この慣行から、一つのはつきりとした教育課程が成立してきた」（同上三五八一九）。ウェーバーは「学派間の論争」が「解答法律家たちに一般的な諸原理への還元を強制した」（同上三五八）と強調する。すなわち解答はさしあたりはカリスマ的な賢者の神託と同様に理由を付することなく与えられていたが（同上）、法律家たちがそれらの解答を集めて公刊するようになると「法的な理由を付することながますます多くなつていつた」（同上・船田「一九六八」三三〇以下）。そして「法律家学校のこのようないい教育活動や出版活動から、ローマ法の——諸概念の精密化にもかかわらず最初はなお強度に経験的な、しかしますます合理化の度を高めていった——技術と、ローマ法の学問的純化などが発展してきたのである」（ウェーバー「一九七四」三五九）。学派間の論争と教育・出版活動とは、顧問法律家の判断根拠を専門家の相互批判に耐えうる合理的なものとなるように促した要因であった。<sup>(12)</sup>

ローマの法律家をエールリッヒは、「単に実務家であつたばかりでなく著作家かつ教師でもあつた」（Ehrlich [1913] 215；訳「五二」）と表現する。実務家兼著作家・教師という性格こそが次のようなローマ法に独特の抽象的性質をもたらした。「顧問法律家が法名望家としてローマの裁判を支配していたかぎり、ローマにおいても体系化の

要求は弱く、またとりわけ、政治的権力が介入して法典編纂や体系化の仕事を行うということは、全く見られなかつた」（ウェーバー「一九七四」三六二）。共和制末期となつても「法実務に比して、理論的な法的訓練は全く第二義的な地位しか占めていなかつた」（同上三五九）。「概念の洗練は常に、具体的な訴權範型や契約範型と結び付いておこなわれた」（同上）。かくて「抽象的な法概念は、それが実務上の利益に奉仕するのではなく、本質的に体系的な諸要求に奉仕するような場合には、法思考の抽象化が高度に進んでいるにもかかわらず、なおかつほんのわずかの発展しかとげなかつた」（同上）。例えば *locatio conductio* は賃貸借、雇用および請負を未分化に含む統一体として觀念された（同上・船田「一九七〇」一八五一七；参照吉野「一九七六」二五一、二六七）。「体系的な要求に奉仕する」ものである法律行為概念がローマには欠けていた（ウェーバー「一九七四」三五九）。法の体系化には顧問法律家にかわって官僚が裁判を支配する必要があつた。

(ii) ウェーバーによると「セウエールス朝治下におけるローマ貴族の没落は、解答法律家身分の意義の後退を示すものであるが、同時に、それと平行して、皇帝の勅法が裁判実務に対してもつ意義が上昇している」（同「一九七四」三六三一四）。セウエールス朝は五賢帝の時代の後に位置し、カルタゴ系アフリカ人セプティミウス・セウエールス帝から四代一九三年から二三五年まで続いた。重要なのは、カラカラ帝が一二二年のアントニヌス勅法でローマ市民権をほとんど全帝国住民に拡張したことの動機だつたところの軍事力拡大のための徵税強化政策と、それによる都市の上層市民すなわち名望家層の疲弊である（伊藤＝木村「一九九七」一三九・ウェーバー「一九五九」四九六一七）。これは官僚制化に対する防壁の消滅と、行政事務の質的拡大を意味する。「権力政策に起因する常備軍の創設とこれに伴う財政の発展と、この両者に由来するいろいろの要求とが、官僚制化の方向に働いている」（ウェーバー「一九六〇」八八）。

「任命制官吏を伴う皇帝の行政が成立し、それが合理化と官僚制化とをとげることによって、体系的法学研究の必要性がとくに属州勤務において極めて強力に促進された」（同「一九七四」三六三）。「ある程度明瞭な発展をとげた官僚主義の・量的に極めて大規模な歴史的実例」として、エジプト、一三世紀以降のローマ・カトリック教会、中国、絶対君主制以降のヨーロッパ国家、および近代資本主義的経営とともに「ローマ末期の帝政とりわけディオクレティアヌス帝の專制君主制と、これから発展したビザンツの国家制度」（同「一九六〇」七四一五）があがる。ディオクレティアヌス帝（二八四年～三〇五年在位）は、「軍人皇帝時代」（伊藤・木村「一九九七」一六一以下）の混乱を収め、專制君主制の基礎を築いた（ウェーバー「一九五九」五〇〇）。後者は言うまでもなく、三九五年の帝国分割以後の東ローマ帝国である。

さてウェーバーは帝政後期の法教育は「法律家の著作を利用しての文献による授業になつた」とする。しかもそれは「国家によって認可された学校」でおこなわれた（同「一九七四」三六四）。法史学によると五世紀のローマ法では官立の法学校と「引用法」が重要である。前者は植民市ベイルート（一三九年創設）と首都コンスタンティノープル（四二五年創立）とがあり、国家から任命された教授が国定のカリキュラムで法学教育を担つた。「法学校に基盤をもつ法学者は、かつてのように法の創造・形成には関与せず、理論を重んずる立場から、スコラ哲学の方法にしたがつて、古典期の学説を体系的・理論的に整理することに努めた」（柴田「一九七六」四三）。引用法はどの学説法を援用すればよいかが不明となつた状態に対処するための制度である。四二六年の勅法はパウルスやガイウスらの学説に法的拘束力を与え、それらに一致がない場合のルールを定めた（同上四四；吉野「一九七六」二七四以下）。「裁判実務は法律家の著作を権威的法源として取り扱い、法律家の見解が分かれるときは皇帝の「引用法」によって、法学著作の間の多数による決定と優先順位とを確定した」。「ローマにおいては、今や、解答集が、コモン・ローにおける

判例集の地位を占めるものとなつた」。そして「このような状況が、パンデクテンの形式を生み出し」た（ウェーバー「一九七四」三六四）。

六世紀はユスティニアヌス（在位五二七一五六五）の法典編纂である。「ビザンツ時代の官僚制がはじめて、實際に妥当している法に最終的に体系性を与えた」（同上三五六）。すなわち解答法律家の法的思考は極めて精密だったが、その解答は相対的にのみ合理的に体系化されていたにすぎない。それらに「取捨選択を加えて世界に比類のないパンデクテンの集成を作り出し、またみずからも法創造をおこなうことによって体系的に補充したのは、純世俗的なますます官僚制化されていった後期ローマの国家だった」。そして「このパンデクテンが、数世紀を経たのちになつても、中世の大学教育に法思考の素材を提供した」（同上三六〇一一）。「まとめた・学問的処理にたえうる概念体系として、ローマ法の合理化が完成されたのは、国家制度の官僚制化の時代に入つてはじめてであつた。この合理化こそオリエントやギリシア世界が作り出した一切のものから、ローマ法をはつきり区別するところのものなのである」（同「一九六〇」九七）。要するに東ローマ帝国における法の体系的合理化は、官僚制化と法学者の実務からの離隔との運動によりもたらされたのである。

### 3 ローマとイギリスとの比較的位置

「法の合理化の態様と程度とを決定した諸原因」に関しウェーバーは、「一般的な発展傾向を確定するという」目的から「発展に大きな相違が生まれてくるのは、主としては次の諸要因によるものだった（また、よるものである）」といふ。すなわち「（一）政治的な力関係の相違。ジッペやディングゲノッセンシャフトの力に対して、身分制の力に対しても、インペリウムが獲得した力の強度は、（中略）政治的な諸理由からして、きわめて種々さまざまであつ

た。(二) 神政政治的権力の世俗的権力に対する力関係。(三) 法形成に対して決定的な力をもつてゐる法名望家たちの構造の上に相違があり、この構造的相違は政治的状況によつても強く規定されたものであつた」(ウェーバー「一九七四」五〇九一五一〇)。

ウェーバーは、ドイツとイギリスとの間にローマ法継受ならびに法典編纂の有無という違いがなぜ生まれたのかについて次のようにいふ。両国ではともに、経済の発展が、事件の複雑化を結果したことを通して、合理的訴訟手続と専門家の介入との必要を生み出した(同「一九六〇」九五一六; 同「一九七四」四六四一五)。「経済的契機はどこにでも作用していた。(中略) 相違はむしろ両国の支配構造の自己法則性に由來した。それはすなわちイギリスにおいては中央集権化された裁判と、しかも同時に名望家支配が存在していたのに対し、ドイツでは政治的中央集権が存在せず、しかも同時に官僚制化が進行していたという事情である」(同「一九六〇」九六)。独英比較は別稿にゆだねるが、そこでは経済的条件が類似している場合は政治的支配構造が法発展の差異化要因となるとされる。すると手続き上、政治的支配構造が類似している場合の法発展を比較することが次の課題とならなければならぬ。

政治的要因を統制したうえでの分析。これがウェーバーにおけるローマとイギリスの比較の役割である。ローマ帝国とイギリス帝国はその対外的膨張力が最大のときはともに官僚制の基礎に立脚していかつた(同「一九六〇」九五)。第一に両国ともその時期には、官僚制化のきっかけとなる大きな常備軍の創設が必要であった(同上八六、八八)。それにより両国では「行政の集約性」が発達せず、しばらくの間「大きな名望家国家」に止まりえた(同上八九)。ローマは「官職貴族の名望家支配」(同上一一)ととらえられ、中世末期イギリスでは国王は、国家財政の制約と家産ヘルへの対抗のために、地方行政をジェントルマンにゆだねざるをえない状況にあつた(同上二六三一四)。それはローマの政務官がそうであったのと同様に「治安判事」の兼職的仕事(同上二六九)となっていた。こ

うなると、官僚制の特徴であり従つて法の形式的合理化の動因たるザッハリッヒカイトや専門性への志向(同上九七)が生まれ得べくもない。かくて両国の行政が官僚制を欠くことができた一つの要因は、「國家権力がその内部に対してもその機能範囲をますます「極小化」していった」ことである(同上八六; 同「一九七〇」一八六)。二つめにしかし同時に官僚制と機能的に等価なそれに代替可能なものが両国にあつたことも指摘しておかなければならない。この点は従来のウェーバー研究の盲点のように思われる。それはともかく、まずローマの行政が官僚制なしにすませたのは、政務官権力の性格が軍事的であることにより行政機能の精確性と一体性が確保され、しかも元老院により行政機能の連続性が保たれたことによる(同「一九六〇」八六)。次にイギリスは早期に「レーン制的階層制を基礎とした厳格な組織を実現」することにより中央集権を達成した。すなわち一一世紀のウイリアム征服王の時代にすべての下級封臣が宣誓によりその直接の封主を飛び越して国王に対して直接に義務を負うようになつた(同「一九六二」三二一)。また一二世紀には歐州最初の専門的中央官庁がヘンリーIIによって創設された。財務府(Exchequer)である。ウェーバーによるとこれは王室会計制度の官僚制化を意味しており、これにより国家がその統一性と衝動力を獲得したのであつた(同「一九六〇」八五)。

政治的条件は法に類似をもたらした。第一にローマでもイギリスでも官僚制化の欠如と法の体系的合理化の立ち遅れとが結び付いてゐる。ローマは沿岸国家から大陸国家に移行するにつれて官僚制化が進展(同「一九六〇」八六)した。「官僚制がはじめて、後期ローマの帝政時代に至つて始めて高度の技術的完成をみたような(中略)概念的に体系化された・合理的な法を実施する基盤を、裁判のために作り出」(同上九四)した。「イギリスにおいては官僚制化が欠けていたために、そこでは法の体系的合理化もはるかに立ちおくれたまま」(同「一九七四」三六三)だった。第二に、裁判行政を託された官吏たち(法務官や大法官)が、一方では名望家層に属する法実務家すなわち顧問法律

家（ローマ）や弁護士（イギリス）がもつ、法利害関係者の諸要求に志向した諸傾向に依拠すると同時に、他方では自己の裁判罰令権（訴訟訓令や令状）を用いて、政務官法、令状法およびエクイティを作り出した（同上四三五）。眼目は、官権による新たな法的手段の創造が、大陸の家産君主の法典編纂の場合と同じように、合理的な経済活動を営む市民層の訴訟合理化の要求と結び付いたことである（同上四三六）。第三に予防法律家の発明能力の技術的的前提である、強制装置の機能の計算可能性が満たされていたため、予防法律家が「私的ニニシャティブによる法の新形成の独立の一要素」として活動しているのがつかみやすい点でも同じである（同上一七七）。要するにローマとイギリスとでは裁判に対する政治権力の係わり方が類似している時期があつたのである。

ローマの法律家は、有産階級に対する顧問活動を行う名望家（共和制期）から、解答権を与えられ半公人化すると同時に教育・著述活動にかかわり、学派をなしたもの（帝政前期）をへて、官立の法学校の教授（帝政後期）へと変化したのである。ウェーバーによると、帝政後期の「ビザンツ時代の官僚制」が法に与えた「体系性」につき、「法思考の形式的厳格性という点については、共和制時代および元首制時代の顧問法律家たちの仕事に比べて、ずっとはあるかに劣つていた」（同上三五六一七）。イギリスの法発展を担つた弁護士は「当事者の代理人」であり続けた。ローマでは、専門家が事実を分析し、経済的要求への対応を既存の法概念の合理的解釈によって達成しようとした。イギリスでは、事実関係の法的な把握を担つたのが素人であった。また法的概念の形成は個別的な訴えの救済という見地からなされた（田中「一九八〇」一一一）。ウェーバーは、法の合理性についてはイギリスに対するローマの相対的優位、法律家に関しては不变なるイギリスに対する大変化をこうむったローマという二つの対比をしているのである。

比較が解明したのは、第一に法の形式性を直接規定するのは法律家であつて、政治や経済は後者を規定することを

通して前者を間接的に規定することである。第二に、多くの様相を示すローマ史に貫通する一般的な進化法則ではなく、ローマおよびイギリスにみられた歴史的な諸個性であることに注目しておきたい。次の問題は、歴史的な個性がなぜそうなつたかである。まずなされるべきは法律家を何に関して比較するのかを明確にすることである。例えば、ローマ帝政後期の法律家の鑑定が予め準備された事実に対してなされるようになつたことを、ウェーバーは、法実務との距離がイギリスの弁護士の場合よりも大きくなつた、と見ていた（ウェーバー「一九七四」三五八）。そこでは「法実務との距離」という变数に関して比較が行われている。それは官僚制化によって拡大し、そして法の体系的合理化をもたらす、ということが、比較からいえそうである。つまり法律家のいかなる属性が何によつて規定され、それは法のいかなる形式的属性を規定するのかを解明するための道具として法律家の類型論が必要となる。第三に、これまでの考察から、本章冒頭で述べたようにエールリッヒと同様ウェーバーにおいても、ローマとイギリスとの比較は重要な意味をもつといえる。

### III 法律家と法の形式的性質に関する比較

#### 1 法教育＝法実務家の訓練のあり方に関する類型論的比較

「法の形式的な諸性質がどのような方向に発展していくかを直接に規定するのは、いわば「法学内部」の諸事情すなわち法形成に職業的に影響力をふるいうる地位にある人々のサークルがどのような特質をもつてゐるかであり、一般的な経済的および社会的な諸条件は、ただ間接的にそれを規定しているに過ぎない。わけても最も重要な要素は、法教育のあり方、すなわち（中略）法実務家たちの訓練がどのような仕方で行われるかである」（ウェーバー「一九七

四」三二一)。ウェーバーは法に対する経済的ならびに政治的条件の間接性を根拠づけるために、比較の対象として各々、ドイツとイギリスおよびイギリスとローマを選んだ。彼は法教育に関し現実からの抽象により類型を設け、それを再び現実と対照する。

### (1) 法律家の類型

「神聖法」の典型はインド法であり（同上三三六、三三九）、その特徴は次のとおりである（同上三三五、三四〇）。（イ）「祭司学校」あるいは「それともすびついた法学校」による「合理的だが法学的には形式的でない」法教育。（ロ）「法の実質的な合理化」の追求。すなわちそこでは「司法の専門的な運営とは異質的な・別の実質的な諸原理が推進力」である。ヴェーダやダルマ教典のような法書は「単に法の概説書というだけではなく、同時に典礼、倫理、場合によっては社会的な習律や作法の概説書もある」。（ハ）法学的な体系性の欠如。つまり法書は体系性を備えるが、それも法学的なものではなく、「身分の見地からの、あるいは実際的な人生問題の見地」からのものであること。および（ニ）法素材の取り扱い方が非直観的で非具体的で、しかも「法的には大幅に非形式的で」ある。

それに対し「『専門的な』法教育の発展、したがってまた特殊法的な思考の発展のためにには、相互に対立する二つの可能性がある」。A「もっぱらあるいは主として実務そのもののなかでおこなわれる」実務家による「経験的」、「手工業的」な教育とB「特別の法学校において合理的に体系化された形でおこなわれる・法の理論的教育」とである（同上三二六）。世俗法の担い手は、a「具体的な直観的素材や諸要求を伴う業務経営が推進力」である「純粹な法実務家」と、b「ドグマーティシュには専ら専門的な諸前提にのみ拘束されている論理が推進力」になる「純粹な法理論家」とである（同上三四〇）。

### (2) イギリス——経験的法教育・実務家

Aの「比較的純粹な型」は、「イギリスにおける弁護士によるツンフト的な法教育」である（同上三二六）。後述の弁護士の独占的職業団体たる Inns of Court の「学校での講義」は「大学との闘争の産物」にすぎず、裁判官や弁護士や法的知識を要する官吏の地位の独占が一五、六世紀に達成されるやいなや消滅に向かい、ついには完全になくなつた。「それ以来、準備教育は完全に実務的＝経験的なものになり、手工業ツンフトにおけると同様に、非常に専門化することとなつた」（同上三二八一九）。法制史学者ベイカーによると、イギリスで法を学ぼうとするものは、訴答方式や不動産譲渡方式を学べそうな法律家の事務所に席を得ようと試みたり、法的な技法を学ぶために裁判所に通つた。つまり「自助」がイギリスの弁護士教育の原則だった（ベイカー「一九七五」一三一；大木「一九九二」三三七）。

準備教育と実務が「手工业的に専門化したこと」により、①弁護士実務は「実務的に有用な——法利害関係者の抱く類型的に繰り返されるような個別的要求に志向した——契約と訴えの類型を作り出すことをめざした」（ウェーバー「一九七四」三三九）。②法実務の概念形成を方向づけるのは「はつきりとした・具象的な・日常経験に直観的によく知られているような・この意味において形式的な事実」（同上）である（神聖法の属性（ニ）としてあげた事実関係の非具体的把握との対立点）。したがつて③「法実務と法教育との純粹に経験的な運営」は「常に個別から個別へと推論」する（同上三二九一三〇）。法実務は一方で諸概念を必要なときには擬制などの諸操作によつて拡張する。こうして「新しいケースを既知のケース範型に従つて整理したり判決すること」が容易になった（同上三二九）。つまり④経験的な法運営は「一方では言葉に縛られていて、この言葉を、必要に適応させるために、あらゆる方向に利用し・解釈し・拡張するのであり、他方でこれで十分でないときは、『類推』あるいは技術的な擬制にたよる」（同上三二〇）。⑤「法

の形式主義的な・先例と類推とに拘束された取り扱い」が生み出された分だけ「法素材の全体についての体系的な概観」が妨げられた（同上三二九）。「法実務に内在する発展動因からは、合理的に体系化された法や、あるいは、限定された意味においてもそもそも法の合理化といいうものは生まれて来ない」（同上）。イギリス法は神聖法と同じく法學的体系性を欠く。

まことに注意しよう。また彼は④の経験的な法の形式的性質がもつ一面性について、「法利害関係者の実際上の諸要求から要請されるような契約や訴えの範型が、ひとたび十分な弾力性を備えて作り出されると、公式の法は高度に古風な性格を保持することができ、最も激しい経済的な諸変化があつたとしても、形式的には不变のまま生き残ることができた」<sup>(14)</sup>（同上三二〇）という。彼は、訴権法の下での言葉への拘束がそれに従つておれば何でもできるという傾向を生んだ、と考えていたようである。

### (3) ドイツ——大学における理論的法教育・理論家

Bの「最も純粹な型」は「大学における近代的で合理的な法教育」である。ただし「現在では常に経験的な法教育と結合されている」。すなわち「大学教育は今日では、常に実務の修習とさらにそれに続く再度の資格証明とによって補充されている」（同上三二一）。

B型はA型と逆に、「個別的なものから出発して、一般的命題——そこから個々の決定を演繹しうるような一般的命題——を求める」とする（同上三二〇）。つまり「具象的なものから抽象によって・論理的な意味解明によって・一般化と包摂とによって構成された一般的概念、三段論法によって規範として適用される一般的概念」（同上三二九）を求める。推論のそのような傾向は複数法命題の体系化にもいたる。「大学教育が形成する諸概念は、抽象的な

規範、少なくとも原理的には、論理的な意味解明によつて厳に形式的かつ合理的に形成され、また相互に限定される諸規範、という性格をもつ」（同上三二一）。

「[B型の] 法思考は、これらの諸概念の合理的＝体系的な性格ゆえに、また諸概念が具象的直観的な内容に乏しいために、法利害関係者の日常的な要求から大幅に解放されうる」。そして「法理論の——日常的な要求から解放された——純論理的な諸要請とこのような法理論に支配された実務との力は、利害関係者の要求が法形成の起動力としては大幅に排除されるという結果を生みだしうる」（同上）。したがつて利害関係者の日常的な要求は法の体系的合理化と相反する。すなわち「純論理的な法學的構成の諸帰結は、非常にしばしば、取引利害関係者の期待に反して、全く非合理的な関係に、まさに相反的な関係に立つ」（同上四六八）。「純粹に専門法學的な論理は、不可避的に、私的な法利害関係者たちの「期待」を根本的に裏切るような結果に、くり返し導いて行かざるをえない」（同上五一四）。純論理的な法の「生からの遊離」がしばしば非難されることとなる（同上四六八）。

### (4) 法思考が充足しようと要求の類型

第一に彼が法実務家の訓練様式として着目したのは法的な思考様式であった。その次元に限るならば法教育と法実務とを同一視する彼の態度を筆者はひとまずは受け入れる。

第二に彼は法思考の充足しようと要求が二種あるとした。A型の実務的＝経験的な法思考は法利害関係者の個別の要求に志向する。「利害関係者たちにとって、体系的法よりもまさに争点となつてゐる諸問題を一義的に解決するような・形式的で明確な法の方が、重要な関心事であった」（同上四五四）。それに対しB型の学問的＝理論的な法思考の概念形成を担つたのは「法理論家や彼らによつて訓練されたドクトルたち——法の領域における文献「教育」の典型的な貴族層——の、内面的な思考上の要求」である（同上四六八）。法は無欠缺・無矛盾の「規範」複合

体であり、法実務はその規範を適用しなえすればよ」とする観念。これが法思考を支配するという形での「特殊な仕方での法の論理化」には「計算可能な」法を求める市民的利害関係者の諸要求は決定的には関与していなかつた。「その種の要求は、あらゆる経験が示すように、先例に拘束された形式的で経験的な法によつても、全く同じようによく、しかもしばしば一層よく満足されうるのだから」(同上)。

第三に彼の枠組は「法思考の利害関心が法の形式的属性を規定する」である。分類基準が「推進力 die treibende Kraft」(同上三四〇; Weber [1976] 461) だつたことからもそういうえる。ゆえに世俗的法律家の類型は、その説明図式のなかに位置付けられなければならない。B型の法思考は、「最高度の方法的=論理的合理性を達成した法学研究」と称される「普通法学によつて作り出された法学研究」(同上一〇六) のものと解せる。他方A型が生む法には「先例拘束性の分野」と同時に、「具体的な価値考量の分野」とが併存している(同上五一八)。前者が「法形式主義の通風弁」(同上五一七) であるのに対し、後者は取引利害関係者の個別的な要求を充足する。既述のように取引利害関係者にとり重要なのは、自分が係わるその問題について法が一義的かつ明確かであつて、法全体がそうなのかではない。彼らの要求は類推や擬制によつても充足されうる。すると第四に法思考を規定する要求には、素人の個別具体的なものと専門家の形式主義的なものとがあることとなる。A=イギリスの法思考は両方に開かれていたのに対し、B=ドイツのそれは後者だけに対応していた。

## 2 ローマ法継受を妨害したもの——法思考の類型論をこえて

もしもウェーバーが、法の形式的性質を規定するのは、あつぱら準備期の法実務家に対する社会化において内面化される利害に限るというならば、短絡的だと批判しなくてはならない。彼は単純化によつてひとまず無視した他の諸

要因と、その図式との関係を明確にすべきだつた。彼の考察のなかに法思考以外の要因の示唆があることを以下で論じたい。

### (1) 中世ヨーロッパ大陸北部の法書の著者——実務家

ウェーバーの視野はザクセンシュピーゲルの著者アイケ・フォン・レプゴウや北フランスの慣習法記録者ボーマノワール(ウェーバー「一九七四」三四六、三四七)などの「西洋中世の北ヨーロッパの経験的法律家」(同上二四四)にもおおよぶ。「中世の経験的な法書法」は、まずa伝統の確定が目的であつたため、特殊法學的なratioをほとんど含まない(同上三四六)。すなわち抽象的な意味解釈と法論理に対してもなく直観的な区別手段に志向しており、従つて体系とカズイスティックの点で合理性が劣る(同上三四七)。そこでは、b日常実務の具象的な問題と抽象による洗練のない経験的な諸概念に基づく体系化が行われ、現行法の欠缺や不備が著者の創造力によつて補充されている(同上三四六)。c形式的にはインド・ローマ・イスラムの法律家の作品と同様に私人の著作である。しかし便利な概要書として法実務に影響を与える、裁判所によつて法源として承認された(同上三四六一七)。

ここで考えられているのは、「法教育の担い手が名望家であり、しかも彼らは法運営 Rechtsbetrieb の実務に対し職業的に関係するが、しかしイギリスの弁護士とはちがつて特殊ツンフトでかつ営利職業的な erwerbsberuflich 関係ではない、という場合である」(強調原文: 同上三四四)。「法実務に対して特殊な係わり方をするこのような名望家層が存在したのは、一般的には次のような場合に限られた。一方で法運営が宗教による支配から自由であり、他方で職業上の負担量が、都市における取引上の諸要求が条件づける程度にまだ達していない、という場合である」(同上)。「彼らは、少なくとも最初は、都市的な法関係を地盤とすることはきわめて少なく、審判人あるいは官吏として法の運用に携わっていた」(同上三四六)。つまり「法記録の作者たちは(中略)名望家裁判の代表者であった」

(同上三四七)。特徴をまとめよう。①宗教から自由な②名望家層に属する実務家が、③富利志向ではない活動を、④「農村的＝領主的な法関係」を地盤としておこない、⑤同業の閉鎖的独占団体を結成しなかつた。①の点で他の世俗的な法律家と一致し、②についてローマの顧問法律家やイタリアの公証人やイギリスの弁護士と類似（ドイツと対立）し、③と⑤でもってイタリアの公証人やイギリスの弁護士と対立する。この両者はともに「強力なツンフトに結集した身分を形成」した（同上）。しかしローマ法継受に対し公証人は促進、弁護士は抵抗・阻止という違ったかかわり方をした。なぜか。

## (2) 中世イタリアの公証人——実務家

一一世紀以降ヨーロッパでは十字軍運動などを契機として遠隔地商業が発展し、イタリアはその拠点となつていた（森田編「一九七六」一〇三—一一）。そこでは商人の取引が「最初から公正証書の形をとつておこなわれ」、諸都市の訴訟法も「証書による証明を合理的な証明方法として優遇し」た（ウェーバー「一九七四」三四四—五）。当時のイタリアでは、同じ中世でもドイツと異なり、「急速に発展する取引需要に応ずるために早急に合理的な法を手に入れる必要性」があった（同上三四五）。かくて「経済的取引の中心地においては法名望家の機能が顧問法律家から予防法律家に移っていくという現象」が見られた（同上三四四）。

イタリア中世社会経済史の清水廣一郎は公証人の成立に関し、「私権に關わる証書を作成する notarius は、本来、国家または教会に結び付き、その権威を背景として信頼性を維持していたと思われる」という（清水「一九九〇」五一）。つまり七世紀から一〇世紀にいたる notarius の公証力の源は、国王や教会などの「上級権力」との結合のなかにあつた（同上五四）。ウェーバーも、行為の証書化と有価証券的なものは、ヘレニズム法や後期ローマ法における国家の租税収入のための登録強制を通じて発展してきたという（ウェーバー「一九七四」一三九）。ところが一世

紀に入るとイタリアの北・中部にはコムーネと呼ばれる自治都市が現れ（清水「一九九〇」八—一・森田編「一九七六」一一八—二一）、それが名実ともに主権国家化することにより、状況は一変した。notarius の公証力の源たる上級権力がないに等しくなり、「おそれく」のような変化の中で notarius 層の自立化とアルテ（ギルド）への結集が進行した（清水同上五四—五五）。一一世紀以降イタリア北・中部では神聖ローマ皇帝権は名目的で、強力な領主も存在せず、コムーネが裁判権、徵税権および貨幣鑄造権など本来は「国王特権」であるものを行使するに至っていた。皇帝フリードリッヒ一世バルバロッサは都市同盟に対する戦いの末、コムーネの諸権利の正当性を一一八三年コンスタンツの和睦で認めざるをえなかつた（清水同上一一一二、五四—五・森田編同上一一四一八）。「完全に独立的な裁判＝行政官庁。これを完全に実現したのは諸都市の中の一部とりわけイタリアの諸都市のみである」（ウェーバー「一九六四」二六七）。それらは政治的独立性に基づく「自律的な法制定」の権利をもつていた（同上二六三）から、ドイツについて指摘された裁判の分散（同「一九七四」三三一）と同様の状況がイタリアにもあつたといえる。公証人はその後も「皇帝の権威」や「教皇の権威」を自己の署名に用いたが、それによる選任の実態はなかつた（清水同上五五）。公証力という点では究極の権威をいただきつつも、実際は商人や手工業者と同じ存在であった（同上）。清水はそれを「公人」としての地位と自由な職業活動との微妙な結合」としつつ、一二、三世紀以降の公証人は、「自由職業者 professional であるところに大きな特徴がある」とする（同上四八）。

中世イタリアの公証人の業績は、まず証書制度の発展を通して、発達した取引に必要な債権の迅速かつ正確な譲渡可能性（ウェーバー「一九七四」一三一八）を実現したことである。指図証券や無記名証券は「ローマ法には全く知られていない」（同上）。その発展は、もちろん公証人の「創造的な活動」（同上一四〇）によるものだが、ただし証書を呪物とみなす「ゲルマン法の非合理的な思考形式」によって促進されたという面もある。かくてイタリア法は「ゲ

ルマン的法象徴主義と公証人実務とが共同して働いた結果」、「初期中世に証書による証明を強く発展させていた」と<sup>16)</sup>（同上）。

第二に彼らは「地方相互間における法の調整や、またとりわけローマ法の継受に、きわめて決定的な形で参与している」。すなわちイタリアにおける継受は「証書実務を通じておこなわれた」（同上三四五）。中世イタリアの公証人は君主の学者裁判官身分とともに「法発展一般について最も決定的な影響を与えた層のひとつ」（同上三四五、四六九）である。前者は後者が発展する前には「発展した取引法の伝統を引き継ぎ・改造しえた唯一の階層」（同上三四四）である。「統一的な法が崩壊して以後は、取引の諸中心地の利害関係人と単に技術的な訓練をつんだだけの彼らの公証人が発展を規定し、古代の取引伝統の唯一の担い手としては公証人だけが残ることになり、この公証人が創造的な活動を展開した」（同上一四〇）。

一一世紀以降北中部イタリアは①中央集権的王権を欠く多中心的政治状況にあり、コムーネとよばれるそれ自体が一個の主権国家だった自治都市が複数存在し、商業拠点となっていた。②そこには公証人が早くから証書実務を通じ高度の取引法を創造する技術をもち、ツンフトをなす自由職業者として活躍していた。③公証人層は複数のコムーネに対し、迅速かつ正確な取引のための共通の法的基盤を提供した。④大学の社会的勢力が大きかった。⑤イタリアの国民的な法の担い手とならなかつた。⑥だけでイギリスの弁護士と類似する。

### (3) ローマ法継受に対する法律家の働きに関する比較

ローマ法継受を推進したイタリアの公証人は実務家であるから、法思考が理論家のか実務家のかによって継受への係わり方がきまるのではない。では何によるのか。ウェーバーによるとドイツにはイギリスのような「独自の身分を

形成し・ツンフト的に組織された弁護士身分が存在しなかつた」「弁護士の準備教育の要求は、等族の不平が高まつたことによって、ようやく後代になって現れたにすぎない」。それは「すでにローマ法的な大学教育が上層実務家の標準的教養を規定していた時代」であり、かつ「裁判が分散していたため、強力なツンフト形成はまったく成立することができるなかった時代」である。そこで弁護士の地位を決めたのは、「君主による規制」であり、「弁護士たちの自律」ではなかつた（同「一九七四」三三一一—一）。「ドイツにおいては（中略）主として政治的理由から、国民的な法運用の担い手たりえ、国民法を整然たる理論をもつた一つの技術の域まで発展させることができ、ローマ法的教養をもつた法律家たちの技術的にすぐれた訓練の侵入に対して抵抗したよな、社会的に勢力ある名望家身分は存在しなかつた」（同「一九六〇」九五）。要するに技術的に優れかつツンフト的に組織された弁護士身分が国民的な法運用の担い手として抵抗したことによって継受が阻止されたということになる。彼の見解を分析してみよう。

ウェーバーの「ツンフト」の要点はこうである。①教育や練習などにより獲得される特殊の同一の資質を備える点で他から区別される人々の間に、②主観的な一体感とそれに基づく相互作用が確保されるとき、③彼らの間に利害の一一致や均衡が発生することがある。その場合④「完全な有資格者のサークルが、当該の理念的・社会的・経済的な財に対する処分力、義務、および生活上の地位を、「職業」としての独立する」（Weber [1976] 203）。⑤所属成員は「職業身分」として、社会的な威信に基づく特権づけを享受しかつ特権化された當利チャンスを独立的に専有する（ウェーバー「一九七〇」二二四一六）。「獲得される資質の共有十感情的な結束十組織化→職業独立としてのツンフト→職業身分の生成」と図式化できる。イギリスの弁護士は上の五点が明瞭である。「当事者のために訴訟の準備や証明手段の収集という技術的仕事を引き受ける」弁護士が登場するのは、「イギリスおよびフランスにおける国王による訴訟改革の結果、訴訟代理人が可能になつて後である」（同「一九七四」三三一七）。イギリスでは最初は聖職者だ

つたが、しだいに排除され、俗人弁護士が Inns of Court という四つのツンフトに結集することになった（同上）。彼らはツンフトへの採用を規制し、教育と資格授与とを独立した。弁護士だけでなく裁判官や法の知識を必要とする官吏も彼らから採用された。「ゲノッセンシャフトに組織され、共同生活をおく」り、当事者との接触の禁止や最小限の報酬など「厳格な身分的エティケット」に服した。こうして弁護士からなる counsels と呼ばれる「貴族的な法名望家」が形成された（<sup>17</sup> 同上三二八）。

弁護士の抵抗は「経済的な利害関係」と「営業実務家たちの伝統主義」とを源とする「内在的な傾向」（同上三三一）である。「法実務家とりわけ弁護士が、法教育の担い手として、また法実務に携わる資格を付与するツンフト的な独占権の担い手として、彼らの地位を維持しているようなところでは、一つの経済的な要因——弁護士の役得利害——が極めて強く働いて、これが公の法を固定させもっぱら経験的な仕方で法の適用を続けさせ、立法や学問による法の合理化を妨げるのが常である」（同上二二二〇）。「訴訟の伝来的な諸形式へのあらゆる干渉は、したがってまた、契約や訴えの範型を一方では形式的な諸規範に、他方では利害関係者の諸要求に、適合させる仕事が実務家にゆだねられている状態に対するあらゆる干渉は、実務家の物質的な利益を脅かす」（同上）。土地登記簿や合理的な抵当信用の欠如というイギリスの事態の一つの原因是、弁護士が抵抗したことである（同上三三一）。

ではツンフト形成という点ではイギリスの弁護士と一致するイタリアの公証人が、ローマ法継受に対し促進というそれとは対照的な働きをなした理由を考えてみよう。まず前者のような抵抗力を後者がもたなかつたと考えてみよう。抵抗したかったのに、例えば身分的結束を欠いたため、そうできなかつたと見るわけである。しかしこれには問題がある。イタリアの公証人は「パンデクテンの現代的慣用」にみられるように継受を担つた。また公証人は、中世イタリア都市の官吏の母体であるポポロ・グラッソとよばれる上層の七つのツンフトの一つであつて（ウェーバー「一九六四」二二八）、政治的にも有力な名望家層であった（同「一九七四」三四四）。するとむしろ抵抗力をもつていたがそうする必要がなかつたする方が妥当だろう。両者とも強力なツンフトに結集した身分を形成していた（同上三四七）。ウェーバーはイタリアの公証人が継受を担つた理由の一つとして、「公証人たちにとって、国民的なイギリスの法律家身分の場合と違つて、ツンフト的な利害関係とくに役得関心が継受を妨げにはならなかつた」ことをあげる（同上二四五）。公証人の利害は継受を受け入れるものだった。つまりイギリスの弁護士には守るべき国民的な法としてのコモン・ローが存在したのに對し、都市コムーネが林立するイタリアにはそれが存在せず、ローマ法が諸コムーネ間の共通法として受容された（参照同上二七〇）とみるわけである。

つまり法律家の排他的な同業者団体の單なる存在は継受の存否を規定しない。まず法律家ツンフトに対立する勢力を考えてみよう。イギリスで「彼ら「弁護士」の社会的物質的地位を脅かすような法合理化の運動」をおこなつたのは教会裁判所と大学である（同「一九六〇」九五）。オックスフォードとケンブリッジの両大学はともに「一九世紀中頃までは貴族階級の子弟と将来の牧師を教育していた」（ベンーデービッド「一九六九」七八）のであって、「教会の需要に応える」もの（グリーン「一九九四」一一）だった。また法教育の科目は「ローマ法とか法史学とか一般法学ないし法哲学のみ」であった（大木「一九九二」三三四）。メイトランドによると一二世紀以降に「オックスフォードではローマ法とカノン法の講義が盛んにおこなわれた」（メイトランド「一九九二」四八、一〇四）。何れにせよイギリスでは神学やローマ法といった伝統的＝中世的学問を擔う大学と現実的な生活関係を対象とする技術の担い手とが分極化した状態が長く続いた、とみることができる（参照上山「一九六六」一〇）。つまり大学と弁護士ツンフトとが法教育についてすみ分けっていたということはできるだろう。それに対しイタリアではいまでもなく大学の「社会的勢力」が大きかった（ウェーバー「一九七四」三四五）。北部イタリアにおける有力諸都市間の交通の要衝で

あるボローニャの大学で、ローマ法大全を土台とした専門的法学教育が、一二世紀以降発達した（佐々木「一九七六」八〇、八一）。公証人はそれに抵抗せず、むしろ「パンデクテンの現代的慣用を作り出すこと関心をもち・また実際にもこの事業に参加した・最も重要かつ最も古い法名望家層の一つになった」（ウェーバー「一九七四」三四五）。実務家と大学はイタリアでは協力したのに対し、イギリスでは「すみ分け」た。

両者にはもうひとつ違いがある。公証人は「イギリスの弁護士とはちがって、国民的法の担い手にはならなかつた」。なぜか。「イタリアの公証人たちは、イギリスの法律家とちがつて、国民的な統一性をもつておらず」、したがつて「自分たちのツンフト的な法教育によつて大学と競争することを断念せざるをえなかつた」（同上三四五）。イタリアの公証人についてを図式化すると、「国民的な統一性の欠如→大学との間の法教育をめぐる競争を断念→国民的な法の担い手とならず」ということになる。国民的な統一性とは何か。

イタリアのコムーネの政治は、市内の貴族層による集団的指導体制（コンスル制）から単独執政職（ポデスタ制）をへて一三世紀末ごろからの門閥独裁（シニョーリア制）<sup>(18)</sup>へと変化した（清水＝北原編「一九八八」一三一～一五）。ウェーバーによると中者は「大学教育を受けた法名望家身分から選ばれ」、後者は「ローマ法から導き出された政治的な諸原理に依拠していた」（ウェーバー「一九七四」三四六）。「流浪しながら職務をおこなう貴族的な職業官吏制度すなわちポデスタ制」が機能したことから、裁判に適用されるべき法が超地方的に平均化されていたことが示唆され、この意味でポデスタ制はローマ法の普及に寄与したとされる（同「一九六四」一五九以下）。「これ「イタリアの公証人」に反してイギリスの法律家たちは、司法が国王裁判所に集中されていたため、国民的な統一性をもつことが可能だった」（同「一九七四」三四五）。Inns of Courtにおける講義は裁判職の独占が達成された後になくなつた。イギリスに関しては「裁判の中央集中→国民的な統一性→大学と法教育で競争・勝利→国民的な法の担い手」という

図式が成り立つ。イギリスの国家集権化された裁判は、一定人数の訴訟代理人としての弁護士を必要とし、それが弁護士ツンフトの拡大をもたらした、と筆者は考える。ウェーバーもローマ法と教会法とに対する闘争にコモン・ロー弁護士が勝利した「彼らの勢力的地位は政治的中央集権に基づくものであつた」という（ウェーバー「一九六〇」九五）。

するとイタリアの公証人についての既述の図式の初項にドイツと同様「裁判の分散→」をつけくわえることができる。中世イタリアの北・中部の各自治都市が裁判権行使していたからである。「国民的な統一性」とは、一方では國家の集権的裁判制度が成立していること、他方ではその裁判の担い手が「職業身分」として當利のチャンスを確保しかつ社会的な威信を享受できるようになつていていることである。またイギリスでは、地方の諸裁判所で妥当していた地方的な法に対して、国王の支配する裁判所で基準となる普遍的法とその担い手がコモンローと弁護士という形態ですでに存在していたのに対し、イタリアにはそれがなくローマ法がそれにあるものとして継受されることになつた（同「一九七四」二七〇参照）。ただしイタリアはローマ法をイタリアの国内法として継受したのではない。中央集権化された裁判が存在しなかつたのだから。そこは法の抵触の状態にあつたと見ることができる（ウェーバー「一九七四」二七〇・櫻田「一九九四」三八・佐々木「一九七六」一〇四一五）。するとイタリアではローマ法は特定の政治的支配状況を超えるものとして活用されることになる。ウェーバーが中世イタリアに国民的な法の欠如を指摘した後に直ちに次のようにのべる趣旨はその点にあると筆者は考える。「その反面で、イタリアにおいては、ローマ法が、大学のおかげで、法・法教育の形式的構造を促進してゆく一つの世界的な力となつた。ローマ法は、ローマ法元來の政治的な利害関係者、すなわち皇帝が政治的にはなんらの勢力をもたなくなつてからのちも、やはりこのような力たり続けた」（同上三四五一六）。すなわちイタリアでのローマ法の継受は一面において政治的な多中心性の状況下で経

濟的必要が公証人実務を経たことの結果である。

### 3 ウェーバーによる法律家の比較研究の限界と可能性

1でみたようにウェーバーは世俗的法実務家を位置付け、それをさらに経験的・手工業的教育によって育成される「純粹実務家」と、特別な法学校における合理的・体系的法教育がうみだす「純粹理論家」とに分けた。次にそれぞれの近似型としてイギリスの弁護士と普通法学の下でのドイツとを比較した。彼の考察を導いたのは「法思考の利害関心が法の形式的属性を規定する」という図式である。これは、法律家に影響する諸要因およびその仕事の諸側面のある部分をある価値観点から、強調・高揚したことの所産である。したがって説明の第一次的段階をなす単純なモデルである。<sup>(19)</sup>

その類型論の効用は、第一にそのなかに別の法律家を位置付けることによって、比較の対象拡大ができることがある。例えば帝政前期のローマの解答法律家は既に述べたように実務家兼教師＝著述家であるからイギリスの弁護士＝「純粹な法実務家」とドイツ＝「純粹な法理論家」との中間に位置するといえる。さらにB型の合理的な法教育につき法利害関係者の日常的な要求からの解放とか、生からの遊離とかいわれていたことを思い出そう。法実務との距離は、遠い帝政後期ローマとドイツ、近いイギリス、両者の中間の帝政前期のローマの解答法律家ということになる。以上を歴史的にいうと、ローマの法律家の身分は、当初の聖職者や名望家から、帝政期の解答権を付与された法律家という半公人化を経て、官僚制化による地位低下という変遷を遂げたと同時に、「純粹な法実務家」から、それと「純粹な法理論家」との中間型を経て「純粹な法理論家」へと変化した。イギリスの法律家は当事者の私的弁護人つまり「純粹な法実務家」でありつづけた。

第二に類型論はその限界を通して新たな变数へと研究の視野を広げてくれる。ウェーバーは法律家の比較を法思考を基準とした類型論から始め、その観点からとらえられない現象に対しては別基準による新たな比較を行うというやり方で進めていた。例えば彼はイギリスの弁護士やドイツの普通法学を西洋中世の法記録の作者およびイタリアの公証人と比較し説明する段になると、それ以外の变数を導入した。世俗的法律家の比較のためのより視野の広い図式の可能性がそこに示されていた。次に彼が先の図式を徹底させるならば、ローマ法継承をイギリスの弁護士が阻止（ドイツの法律家が推進）したのはそれが純粹実務家（純粹理論家）だったからだとすべきだった。また中世イタリアの公証人は実務家だから継受阻止を行ったはずであった。あるいは彼は公証人教育は例えツンフトで行われていたが経験的であるよりは理論的だったと立証すべきだった。彼はそうしないで「大学の社会的勢力」とか「国民的法の担い手」を持ち出して来た。ウェーバーにおいて、継受の阻止・促進の決定因が、法教育ではなく国民的法の担い手の有無であることは、彼が重視した法実務家の準備教育の他にも注目すべき变数があることを示唆している。そこで筆者は継受の阻止要因は法思考以外のところにある、という議論を展開した。

第三にウェーバーの所説は、法律家という研究分野に対する仮説の源泉であり、経験的研究が発見した諸事実を命題化するための出発点である。それはしたがって社会学でいう「中範囲の理論」（マートン「一九六一」三以下）に向かう資質を備える。例えば、第一に法実務家の利害関心が個々の問題の妥当な処理と法的な安定性・確実性との同質性や結束はどれほどのものか、第三に法実務家の集団を活動単位とみたときいかなる組織社会学上の特質を有するのか、第四に法実務家に対する社会における評価・威信はどのようなものか、および第五に法実務家が仕事の場および道具としている「法」の統一性はどれほどのものか。第六に、法律家に対する国家の政策はいかなるものか。

帝政期ローマ、ドイツおよびイギリスを比べてみると、「純粹な法理論家」としての法律家の成立には官僚制が関係しそうである。「法律家が法を規定する」という命題の証明につく研究者は、ウェーバーから「大雑把に考えてみるだけでも以上の問題を抽出することができる。

最後に彼の比較がめざしかつたし得るのは個別的特性の解明である。ローマ法継受の諸要因の全般的な解明ではない。なぜなら、彼はある事柄につき逐次的に二者（一対）比較を行っているのであって、すべての法律家を同時にすべての要因について比較しようとしているのではないからである。逐次的比較という方法論的特徴からして、法律家全体に関する包括的な比較ではなく、ましてやそれをもって法一般を説明することはできない。

#### IV 結語

今後は、経済が法の規定要因として間接的だという見解をウェーバーがどのような具体例を用いて論証しているのかを探るという方向と、彼自身の解答を検証し改善するという方向とが、両輪とならなければならない。後者については、ウェーバーが法の合理化の規定要因とみた法律家集団の構造を、本稿は、準備教育と実務との距離、法思考の志向する利害、および集団の凝集度・組織化・目的・それと政治との関係というように細分化した。次はそれらを他の理論的及び実証的な知見によって改善し、それらを法律家の社会学のなかに結実させることである。指針は二つである。まず一般理論構築という方向よりは、諸現象の個性的な意味を比較によって解明するという方向を目指したい。筆者は、理論は道具であって、それは実証との不斷のサイクルのなかに位置を占める」とじて意味をもつと考えるものである。第一に筆者は、法社会学の専門化よりはその豊饒化を重視し、幅広い対話の一つの土俵となることを

希望する。必ずしも法社会学的ではない研究たとえば改革案（望ましい法曹像、法学教育、司法行政）や歴史的研究とも対話できるよう進めたい。そのためには、抽象的な変数を用いることによる過度な社会学化は避け、現象の操作可能な側面に光を当てる概念を用いる（Etzioni [1968] x, 21-55; Etzioni [1971] 10-12）ように努めたい。<sup>(20)</sup> 第三に「法」に直接かかわる問題を扱う。ウェーバーの議論から法思考の志向する一つの利害が析出されたが、それを法の二つの機能領域と対にして考えることができる。「素人の個別的要求に対する法の社会的適応」すなわち「認知的志向」と「専門家の論理化要求に対する安定化機能」すなわち「規範的志向」とである。すると「法」のリアリティはその間の葛藤と均衡とにあることができる。つまり「自由法的」なものと「概念法学的」のものは対立しつつも「法」に内在せる機能なのである。<sup>(21)</sup> 法を規定する要因が多様なものであることがそこからもわかる。以上の点に留意して、古典法社会学を実証に開かれたものとするという仕事を継続して行きたい。最後に哲学者ホワイトヘッドの警句を掲げておきたい。「その創立者を忘れるかねど、この学問はもうだめである」（A science which hesitates to forget its founders is lost.）（マーム [1961] 1）。

#### 注

- (1) 名和田「一九八五」四は、「整合的体系的」な「ウェーバー法理論」を曰指すとこう。
- (2) Collins [1986] 141 は、「幸運なことにウェーバーは彼の方法論をひいた大きなをもむ」こと、自分たちの研究への創造的刺激・モデルと扱うべきだところ。
- (3) 彼の教授資格取得はローマ農業史によるものだった。またイギリスへの関心については、Roth [1987] がやや誇張の印象もあるが興味深い。
- (4) 分析と総合、一般化と体系化はそれぞれ別々の合理化尺度である、ともいえる。
- (5) 宗教の影響については割愛する。例えば真正ローマ的宗教では神の権限が分析的に峻別されていったことが、「宗教上の諸

問題の高度に合理的・法学的な取り扱いを生み出した」と云う（ウェーバー「[一九七四] 二五五；回「[一九七六] 一五以下、特に[一九参照〕。回「[一九七四] 二五四、二四〇も参照。

(6) ローマの審判人は官吏ではなく私人である。町田「[一九六九] 一七五などを参照。

(7) マンスフィールドと商慣習について簡潔なのは伊藤＝田島「[一九八五] 一七一、田中「[一九八〇] 一四七、Cornish, et al.「[1989] 36-7° 詳細は堀部「[一九六七] 特に[一一]、[一七一四]、[七一]一四を参照。

(8) 特殊ローマ的とわれている多くの法概念の抽象的性格は原生的でない。所有権概念はローマ法が世界法に転化したことの產物である（ウェーバー「[一九七四] 二六一-三）。

(9) ローマの訴訟手続「分制の由来については船田「[一九七一] 一一以降、吉野「[一九七六] 一一七一四〇参照。

(10) 解答権については柴田「[一九七六] 二六以下、吉野「[一九七六] 一一七二参考。

(11) ウェーバー「[一九七四] 二五七による、「顧問法律家は、すぐれて名望家の階層であり続けた。彼らはローマの有産階級にとって、あらゆる経済問題について一般的な「聴罪師」だった」。「聴罪師 Beichtvater」は、原田「[一九六七] 一[二]みねル R. von Jhering の『ローマ法の精神』の第一巻の S. 414 にある。また英訳本 Weber「[1968] 807 n. 51 は同書の S. 440 を指示する。

(12) ローマ法学の「学派」についてのウェーバーの従来の見方には疑問が提起されており（長谷川「[一九九五] 一一五-一四

七）検討を要する。しかしローマでは学派間の論争が法律学的抽象化への道を開いたところ、彼の指摘は、イギリスの裁判所

同士の競争が法技術の発展を促した（ウェーバー「[一九六〇] 一九七；Ehrlich「[1913] 222；訳[六一]）という構図とともに注目されるべきである。

(13) 法律家の官僚化については加野「[一九七六] 一七〇、一七四。

(14) ここにイギリス法が経済発展に対応した理由の一端を見ることがわかる。

(15) ウェーバー「[一九七一] 二五」、Ehrlich「[1913] 236ff；訳[一八]」以降の回。前注一四の本文も参照。

(16) 近代商法の有価証券の諸類型の発展は、アラビア法の大きな影響のもと、部分的には商業上・行政上の必要の結果として、中世の過程で進行した。ウェーバー「[一九七四] 一四〇。

(17) 弁護士（advocates）が法廷で当事者を代表していくように、訴訟事件の状態を準備したのは、弁護士ソシフトとは独立の

職業的な當利家たちの層である（同上[一]一八）。

(18) シニョーリア制が到来すると、公証人と法律家が合体したギルドが都市における政治、行政に大きな影響を与えていくという事例がみられた（勝田「[一九七九] 三四〇）。

(19) 森嶋通夫「[一九九四] 一二八は、理想型の改訂による「第一次的接近」の必要を明言する。

(20) 大学法学部の判決團についての荒井「[一九九六]、実務家教育を論ずる石部「[一九九二]」、「[一九九六]」、政治的条件を重視するヴァン・カネヘム「[一九九〇]」が重要である。

(21) 法を「のよさ」の意味で「元的に」といふ古典例は「ヌエイケイア」の概念（アリストテレス「[一九七一] 一一〇八以下）である。わざにルーマン「[一九七七] 四七二」、「[一五九〇]」。Ehrlich「[1966] 73, 118, 135；訳[七一]、[一九七一]、[一九八は特に重要である。

#### 参照文献

- 荒井真「[一九九六] 「啓蒙期ドイツにおける大学改革の目的と成果」一～五『法律時報』六八卷二号、四号、七号、八号、九号
- アリストテレス「[一九七一] 高田三郎訳『ニコマコス倫理学』上 岩波文庫
- 石部雅亮「[一九九二] 「実務法学」（Praktische Rechtsgelehrsamkeit）について 海老原明夫編『法の近代とポストモダン』東京大学出版会「[一九七一] 一六三頁
- 石部雅亮「[一九九六] 「第一帝政期ドイツの法学教育」富沢・神長編『法社会学クロキウム』日本評論社「一九九四
- 伊藤貞夫＝木村凌一編「[一九八五] 『英米法』 築摩書房
- ヴァン・カネヘム、R.C.「[一九九〇] (1987) 小山貞夫訳『裁判官・立法者・大学教授』ミネルヴァ書房
- ウェーバー、M「[一九五九] 上原・増田監修、渡辺・弓削訳『古代社会経済史』東洋経済新報社
- ウェーバー、M「[一九六〇] 世良晃志郎訳『支配の社会学』一 創文社
- ウェーバー、M「[一九六一] 世良晃志郎訳『支配の社会学』一 創文社

- ウ・エーベル、M [1964] 売良晃志郎訳『都市の類型学』創文社  
 ウ・エーベル、M [1970] 世良晃志郎訳『支配の諸類型』創文社  
 ウ・エーベル、M [1971] 木全徳雄訳『儒教と道教』創文社  
 ウ・エーベル、M [1974] 世良晃四郎訳『法社会学』創文社  
 ウ・エーベル、M [1976] 武藤＝蘭田＝蘭田訳『宗教社会学』創文社  
 上山安敏 [1966] 『法社会史』みすず書房  
 大木雅夫 [1991] 『比較法講義』東京大学出版会  
 大津亨 [1986] 「脱近代 (post-modern) 社会の法」法律時報五八卷四号 一六〇—一頁  
 勝田有恒 [1979] 「ヨーロッパ近世法史上の法律家」ジュリスト七〇〇号 二三八—二三四頁  
 グリーン、V・H・H [1994] (1969) 安原＝成定訳『イギリスの大学』法政大学出版局  
 櫻田嘉章 [1994] 『国際私法』有斐閣  
 佐々木有司 [1976] 「中世ローマ法学」碧海他編『法学史』東京大学出版会七七—一一六頁  
 柴田光藏 [1976] 「ローマ法学」碧海他編『法学史』東京大学出版会  
 清水廣一郎 [1990] 『イタリア中世の都市社会』岩波書店  
 清水＝北原 [1988] 『概説イタリア史』有斐閣  
 田中英夫 [1980] 『英米法総論』上 東京大学出版会  
 棚瀬孝雄 [1991] 『基礎報告』『法社会学』四五号 一一八頁  
 ツウルーベック、D・ [1980] (1972) 石井幸三訳「マックス・ウェーバーの法と資本主義の台頭に関する理論」龍谷法学  
 第一二三四七—六五頁、五一八—四八頁  
 名和田是彦 [1985] 「マックス・ウェーバー法理論研究序説」(1) 社会科学研究一二七卷一号 一七〇頁  
 長谷川史明 [1995] 「ローマ法學史上の二学派をめぐって」法の理論 五 成文堂 一一五—一四七頁  
 原田慶吉 [1955] 『ローマ法』有斐閣  
 原田慶吉 [1967] 『ローマ法の原理』清水弘文堂書房  
 町田実秀 [1961] 『ローマ法史概説』I 有信堂  
 町田実秀 [1969] 『ローマ法史概説』II 有信堂  
 マートン、R・K [1961] (1957) 森東吾他訳『社会理論と社会構造』みすず書房  
 メイトラン・E・W [1991] (1983) 森泉章監訳『イングランド法制史概説』学陽書房  
 森嶋通夫 [1992] 『思想としての近代経済学』岩波新書  
 森田鉄郎編 [1976] 『イタリア史』山川出版社  
 吉野悟 [1976] 『ローマ法史の社会』近藤出版社  
 ルーマン、Z [1977] (1972) 村上＝大本訳『法社会学』岩波書店  
 Breuer, S. et al., (Hrsg.) [1984] *Zur Rechissoziologie Max Webers*, Westdeutscher Verlag.  
 Collins, R. [1986] *Max Weber: A Skeleton Key*, Sage Publications.  
 Cornish, W. R. et al., [1989] *Law and Society in England 1750-1950*, Sweet and Maxwell.  
 Ehrlich, Eugen [1913] *Grundlegung der Soziologie des Rechts*. 戻上＝ハーマン・カムル『法社会学の基礎理論』(みすず書房、一九八七)  
 Ehrlich, Eugen [1966] (1925) *Die juristische Logik*. 戻上＝ハーマン・カムル『法理学』(みすず書房、一九八七)  
 Etzioni, Amitai [1968] *The Active Society*, The Free Press.  
 Etzioni, Amitai [1971] "Policy Research," *The American Sociologist*, vol. 6, pp. 8-12.

- Kronman, Anthony T. [1983] *Max Weber*, Stanford University Press.
- Roth, G. [1987] "Weber the Would-Be Englishman: Anglophilia and Family History", Lehmann, H. et. al., (eds.) [1987] *Weber's Protestant Ethic*, Cambridge University Press.
- Teubner, G. [1983] "Substantive and Reflexive Elements in Modern Law," *Law and Society Review*, Vol. 17, No. 2, pp. 239-285.
- Treiber, H. [1984] "Wahlverwandtschafter" zwischen Webers Religions- und Rechtssoziologie, Breuer, S. et. al., (Hrsg.) [1984] S. 6-88.
- Weber, Max [1968] (1956) Roth, G. and Claus Wittich (eds.) *Economy and Society*, Univ. of California Press.
- Weber, Max [1976] (1921 / 22) *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5., rev. Aufl., Studienausg., J. C. W.Mohr.